

老高発0329第2号

平成24年3月29日

都道府県  
各 指定都市 介護保険担当部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長



「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」の  
一部改正について

標記の件については、「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年3月10日老計第8号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知。以下「指導指針」という。）において通知しているところである。

先般、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知。）が定められたことから、下記の内容を踏まえ、別添新旧対照表のとおり改正し、平成24年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関及び関係団体・施設等に対し、周知徹底を図るとともに、その取扱いについて遺漏のないようにされたい。

記

- 1 社会福祉法人における指導指針の取扱いについては、会計処理移行期間である平成27年3月31日までの時限措置となる。社会福祉法人以外の者は、平成27年度以降も継続して適用となる。
- 2 「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成23年6月22日法律第72号）が施行されることに伴い、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「指定複合型サービス」を追加するとともに、必要な字句の修正等を行う。

別添「新旧対照表」

- 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年3月10日 老計第8号）  
 各都道府県・指定都市・中核市介護保険担当部（局）長あて 厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(別紙)</p> <p>指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針</p> <p>第1 総則</p> <p>1 趣旨</p> <p>指定介護老人福祉施設、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護支援事業者における会計については、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第39号。以下「指定施設基準」という。)、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号。以下「指定サービス基準」という。)、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号)、「指定居宅介護支援事業者の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第38号)、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。)、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第36号)及び「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第37号)において、当該事業の事業の会計と区分しなければならぬこと及び会計に関する諸記録を整備しなければならぬこと等が定められているところであるが、その詳細及び具体的な</p>	<p>(別紙)</p> <p>指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針</p> <p>第1 総則</p> <p>1 趣旨</p> <p>指定介護老人福祉施設、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護支援事業者における会計については、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第39号) (以下「指定施設基準」という。)、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号) (以下「指定サービス基準」という。)、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号)、「指定居宅介護支援事業者の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第38号)、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第35号、厚生労働省令第80号) (以下「指定介護予防サービス基準」という。)、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第36号、平成18年厚生労働省令第82号) 及び「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第37号、平成18年厚生労働省令第92号) において、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分すべきこと及び会計に関する諸記録の整備等が定められているところであるが、その詳細及び具体的な</p>

針の定めるところによるものとする。  
 なお、本指導指針に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従うものとする。

2 対象範囲  
 本指導指針の対象とする施設又は事業所（以下「施設等」という。）の範囲は、次のとおりとする。ただし、地方公共団体から委託された事業において、特段の定めがある場合は、この限りではない。  
 なお、(1) から (4) までに掲げる施設等において、指定サービス基準に定める訪問看護又は指定介護予防サービス基準に定める介護予防訪問看護を行う場合は、本指導指針の対象として指定訪問入浴介護に準じて取り扱うことができる。

- (1) ～ (3) (略)
- (4) 指定サービス基準等に定める指定居宅サービス事業等であって、老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）に基づき事業の開始の届出が必要な次の事業等を行う施設等

- ア 指定訪問介護
- イ 指定介護予防訪問介護
- ウ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- エ 指定夜間対応型訪問介護
- オ 指定通所介護
- カ 指定介護予防通所介護
- キ 指定認知症対応型通所介護
- ク 指定介護予防認知症対応型通所介護
- ケ 指定短期入所生活介護
- コ 指定介護予防短期入所生活介護
- サ 指定小規模多機能型居宅介護
- シ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護
- ス 指定認知症対応型共同生活介護
- セ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護
- ソ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- タ 指定複合型サービス

老人福祉法第20条の7の2に定める老人介護支援センター  
 (5) 指定サービス基準等に定める次の事業を行う施設等については、本指導指針に準じて会計処理を行うことができる。ただし、(1) から (4) までに掲げる施設等が次の事業を行う場合の会計処理については、この限りでない。

な会計処理に関する取扱いについて、本指導指針の定めるところによるものとする。

なお、本指導指針に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従うものとする。

2 対象範囲  
 本指導指針の対象とする施設又は事業所（以下「施設等」という。）の範囲は、次のとおりとする。ただし、地方公共団体から委託された事業において、特段の定めがある場合は、この限りではない。  
 なお、(1) から (4) までに掲げる施設等において、指定サービス基準に定める訪問看護又は指定介護予防サービス基準に定める介護予防訪問看護を行う場合は、本指導指針の対象として指定訪問入浴介護に準じて取り扱うことができる。

- (1) ～ (3) (略)
- (4) 指定サービス基準等に定める指定居宅サービス事業等であって、老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）に基づき事業の開始の届出が必要な次の事業等を行う施設等

- ア 指定訪問介護
- イ 指定介護予防訪問介護
- ウ 指定夜間対応型訪問介護
- エ 指定通所介護
- オ 指定介護予防通所介護
- カ 指定認知症対応型通所介護
- キ 指定介護予防認知症対応型通所介護
- ク 指定短期入所生活介護
- ケ 指定介護予防短期入所生活介護
- コ 指定小規模多機能型居宅介護
- サ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護
- シ 指定認知症対応型共同生活介護
- ス 指定介護予防認知症対応型共同生活介護
- セ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

老人福祉法第20条の7の2に定める老人介護支援センター  
 (5) 指定サービス基準等に定める次の事業を行う施設等については、本指導指針に準じて会計処理を行うことができる。ただし、(1) から (4) までに掲げる施設等が次の事業を行う場合の会計処理については、この限りでない。

ア 指定訪問入浴介護  
 イ 指定介護予防訪問入浴介護  
 ウ 指定特定施設入居者生活介護（ただし、(2)及び(3)を除く。）  
 エ 指定介護予防特定施設入居者生活介護（ただし、(2)及び(3)を除く。）  
 オ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護（ただし、(2)及び(3)を除く。）  
 カ 福祉用具貸与  
 キ 介護予防福祉用具貸与  
 ク 指定特定福祉用具販売  
 ケ 指定特定介護予防福祉用具販売  
 コ (4)に係る基準該当居宅サービス  
 サ 指定居宅介護支援又は指定介護予防支援  
 シ 介護保険法第62条に基づき市町村特別給付事業  
 ス 介護保険法第115条の規定する地域包括支援センター  
 セ (1)から(4)までの施設等において行う介護保険に関連する事業

第2 会計処理について  
 1 (略)  
 2 会計に関する諸記録の整備等  
 (1) 会計に関する諸記録の整備  
 会計に関する諸記録は、収支計算書、事業活動計算書（損益計算書及び正味財産増減計算書等を含む。）及び貸借対照表（以下「計算書類」という。）並びに会計帳簿とし、これらを整備しておかなければならない。  
 なお、社会福祉法人及び会計区分ごとに特別な会計として経理を行う一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第40条に規定する法人等以外の法人又は事業所にあつては、計算書類のうち、収支計算書又は事業活動計算書、及び貸借対照表を省略することができる。  
 (2) (略)

3～5 (略)  
 6 減価償却について  
 指定介護老人福祉施設等が実施する減価償却費の計算は、次によるものとする。

ア 指定訪問入浴介護  
 イ 指定介護予防訪問入浴介護  
 ウ 指定特定施設入居者生活介護（ただし、(2)及び(3)を除く。）  
 エ 指定介護予防特定施設入居者生活介護（ただし、(2)及び(3)を除く。）  
 オ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護（ただし、(2)及び(3)を除く。）  
 カ 福祉用具貸与  
 キ 介護予防福祉用具貸与  
 ク 指定特定福祉用具販売  
 ケ 指定特定介護予防福祉用具販売  
 コ (4)に係る基準該当居宅サービス  
 サ 指定居宅介護支援又は指定介護予防支援  
 シ 介護保険法第62条に基づき市町村特別給付事業  
 ス 介護保険法第115条の規定する地域包括支援センター  
 セ (1)から(4)までの施設等において行う介護保険に関連する事業

第2 会計処理について  
 1 (略)  
 2 会計に関する諸記録の整備等  
 (1) 会計に関する諸記録の整備  
 会計に関する諸記録は、収支計算書、事業活動計算書（損益計算書及び正味財産増減計算書（フロー式）等を含む。）及び貸借対照表（以下「計算書類」という。）並びに会計帳簿とし、これらを整備しておかなければならない。  
 なお、社会福祉法人及び会計区分ごとに特別な会計として経理を行う民法第34条に規定する法人等以外の法人又は事業所にあつては、計算書類のうち、収支計算書又は事業活動計算書、及び貸借対照表を省略することができる。  
 (2) (略)

3～5 (略)  
 6 減価償却について  
 指定介護老人福祉施設等が実施する減価償却費の計算は、次によるものとする。

- (1) (略)
- (2) 減価償却の方法等  
ア

イ 減価償却計算の単位  
減価償却計算の単位は、原則として資産ごととする。

(3) 残存価額  
残存価額は原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「減価償却資産耐用年数省令」という。）によるものとする。

ア 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産  
有形固定資産について償却計算を実施するための残存価額は取得価格の10%とする。耐用年数到来時においても使用し続けている有形固定資産については、さらに備忘価額（1円）まで償却を行うことができるものとする。

イ～ウ (略)  
(4) 耐用年数  
耐用年数は、原則として減価償却資産耐用年数省令によるものとする。

なお、減価償却資産耐用年数省令においては、指定介護老人福祉施設など介護保険関係施設等の細目が用意されていないため、その適用に当たっては、介護老人保健施設又は指定介護療養型医療施設に準じて取り扱うものとする。

(5) 償却率等  
減価償却費の計算は、原則として減価償却資産耐用年数省令の定めによるものとし、適用する償却率等は、別紙4（減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率表）のとおりとする。

(6) ～ (7) (略)

7 引当金について

(1) ～ (3) (略)

- (1) (略)
- (2) 減価償却の方法等  
ア

減価償却の方法としては、有形固定資産については定額法又は定率法のいずれかの方法で減価償却計算を行う。また、無形固定資産については定額法により償却計算を行うものとする。

なお、償却方法は、会計区分ごと、資産の種類ごとに選択し、適用することができる。また、採用した減価償却方法は、重要な会計方針として計算書類に記載するとともに、いったん採用した減価償却方法は、每期継続して適用しなければならない。

イ 減価償却計算の単位

減価償却計算の単位は、原則として資産の種類ごととする。

(3) 残存価額

残存価額は原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）によるものとする。

ア 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産

有形固定資産について償却期間を実施するための残存価額は取得価格の10%とする。耐用年数到来時においても使用し続けている有形固定資産については、さらに備忘価額（1円）まで償却を行うことができるものとする。

イ～ウ (略)

(4) 耐用年数

耐用年数は、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」によるものとする。

なお、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」においては、指定介護老人福祉施設など介護保険関係施設等の細目が用意されていないため、その適用に当たっては、介護老人保健施設又は指定介護療養型医療施設に準じて取り扱うものとする。

(5) 償却率等

減価償却費の計算は、原則として「減価償却資産の対応年数等に関する省令」の定めによるものとし、適用する償却率等は、別紙4（減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率表）のとおりとする。

(6) ～ (7) (略)

7 引当金について

(1) ～ (3) (略)

8 純資産の部の取扱い

- (1) (略)
- (2) 国庫補助金等の取扱い  
ア 国庫補助金等の範囲

本指導指針にいう国庫補助金等とは、「社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）（平成17年10月5日付厚生労働省発社援第1005003号。以下「交付要綱」という。）に定める施設整備事業及び設備整備事業に対する補助金など、主として固定資産の取得に充てられることを目的として、国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等をいう。

また、国庫補助金等には、自転車競技法（昭和23年法律209号）第24条第6号などに基づいたいわゆる民間公益補助事業に対する助成金等を含むものとする。

なお、国庫補助金等の具体的な取扱いは、次によるものとする。

- (ア) ～ (オ) (略)
- イ (略)

(3) その他の積立金計上の要件

事業活動計算書においてその他の積立金繰入額を計上する場合には、収支計算書上、積立金との関係を明らかにする名称を付して積立金と同額の積立預金支出を収支計算書に計上しなければならぬ。

なお、将来の施設建て替え等に必要資金を積み立てる必要がある場合には、施設建替資金積立金など適切な名称を付して積み立てることとして差し支えない。

9 特例事項について

- (1) 指定介護老人福祉施設等の事業を行う社会福祉法人以外の法人等においては、会計処理上、8に定める純資産の部の取扱いによりがたがたしい場合は、一般に公正妥当と認められる会計の基準によることができるものとする。
- (2) (略)
- (3) 本指導指針に基づく社会福祉法人（「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）による会計処理をしている社会

8 純資産の部の取扱い

- (1) (略)
- (2) 国庫補助金等の取扱い  
ア 国庫補助金等の範囲

本指導指針にいう国庫補助金等とは、「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金交付要綱」（平成3年11月25日付厚生省社第409号厚生事務次官通知の別紙）（以下「交付要綱」という。）に定める施設整備事業及び設備整備事業に対する補助金など、主として固定資産の取得に充てられることを目的として、国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等をいう。

また、国庫補助金等には、自転車競技法第12条の16第1項第7号などに基づいたいわゆる民間公益補助事業に対する助成金等を含むものとする。

なお、国庫補助金等の具体的な取扱いは、次によるものとする。

- (ア) ～ (オ) (略)
- イ 設備資金借入金償還に係る補助金の取扱い

(3) その他の積立金計上の要件

事業活動計算書においてその他の積立金繰入額を計上する場合には、収支計算書上、積立金との関係を明らかにする名称を付して積立金と同額の積立預金支出を資金収支計算書に計上しなければならぬ。

なお、将来の施設建て替え等に必要資金を積み立てる必要がある場合には、施設建替資金積立金など適切な名称を付して積み立てることとして差し支えない。

9 特例事項について

- (1) 指定介護老人福祉施設等を行う社会福祉法人以外の法人等においては、会計処理上、8に定める純資産の部の取扱いによりがたがたしい場合は、一般に公正妥当と認められる会計の基準によることができるものとする。
- (2) (略)

社会福祉法人を除く)の会計処理について経過的に平成26年度まで適用可能とする。

(4) なお、社会福祉法人以外の法人等の会計処理については、従前のとおりとし、平成27年度以降通知を参考とするものとする。